様式第７（第４条関係）

【書類名】　写真

〔備考〕

１　写真は、意匠登録を受けようとする意匠を現した画像以外に他のものの入らないものとする。

２　写真は、折つてはならない。

３　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21㎝、縦29.7㎝）の大きさとする。

４　その他は、様式第６の備考２、３、６、８から13まで、15及び19から26までと同様とする。

（追加……昭60通産令45、改正……昭60通産令74、平５通産令75、平８通産令79、平10通産令87、平11通産令132）